

令和6年第1回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年1月25日 午後2時00分から午後3時05分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	欠		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	赤澤 結
主任	藤野 泰弘	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第1回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 林 真由美 委員 中里 和子

11. 議決事項及び議事の要領

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は石井の宿山、ほか2筆です。地目は畑で地積は合計で301.79㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は浅羽の上宿、ほか2筆です。地目は畑で地積は合計で978㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由はデイサービス施設で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、申請地は、西側の市道に給水管、下水管が埋設され接続が可能となっており、かつ500m以内に、医療施設が2つ以上あることから、道路に面した筆が第3種農地に該当すると考えられ、他の筆は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、資力については、自己資金及び融資で賄い、申請地の転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、施設からの排水については下水本管へ放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は上吉田の五良川、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で385㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当し、集落接続のある農地と考えます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、

住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は北峰の西浦ほか2筆です。地目は畑で地積は325.65㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 野口委員

2番 坂戸地区 鹿ノ戸委員

3番 坂戸地区 松永委員

4番 入西地区 根本委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は3人です。1人は、8月に申請があった案件と同一です。居住地が遠隔であり、独身で後継者もおりません。2人のうち1人は、父の代からサラリーマン家庭で営農しておりません。残りの1人は、昨年からは耕作をやめて、農業法人等に農地を任せています。

申請地は、住宅地の近隣で、排水にも問題が無く、周囲の農地にも影響は無いと思われるため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件の譲渡人は3人です。3人とも職業が農業ですが、申請地は休耕地です。周囲は住宅が多く、周りの農地への影響も無いと考えられることから小委員会では、転用はやむを得ないとの意見となりましたので皆様のご審議をお願いします。

委員 3番案件の譲渡人は3人です。1人は、現在100歳前後です。昨年は、トマトやナスを植えていたのを確認しており、草むしり等も丁寧に行っております。もう1人の農地は田んぼで水はけが悪く苦勞しており、耕作を諦めたとのこと。

そのような状況から、小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 4番案件の申請地は、昨年の8月に審議した案件の隣接地です。多少草がありますが、農地として認められる状況です。譲渡人2人には、農業後継者がおりません。

近隣農地への影響につきましては無いと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見となりましたので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第1号は、許可相当と決定します。

議案第2号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第2号 農用地利用集積計画について審議します。なお、議案書11ページから12ページにかけての18番については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規程を準用した議事参与の制限に該当するため、初めに18番を除いて審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

1月分の農用地利用権設定申出は、全て新規で43件、94筆で、面積は78,371.57㎡です。一般分は17件、46筆で、面積は36,361.57㎡、農地中間管理事業分は26件、48筆で、面積は42,010㎡です。合意解約は、一般分のみで3件、12筆、9,801㎡です。

これらにつきましては、議事参与制限分を含めた数字となっており、令和6年2月1日設定後の利用集積面積は、今回新規設定した農地中間管理事業分の契約始期が令和6年4月1日のため今回は算入せず、また、11月に新規設定した農地中間管理事業分1,524㎡の契約始期が令和6年2月1日のため今回参入し、合計3,351,856.45㎡となります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。
無いようですので、採決を行います。
議案第2号農用地利用集積計画についてのうち18番を除いた案件については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第2号農用地利用集積計画についてのうち18番を除いた案件については、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、18番について審議いたします。
議事参与の制限を準用する農地利用最適化推進委員には、退席をお願いします。
暫時休憩します。

(休憩 該当委員退席)

議 長 再開いたします。18番について事務局より説明してください。

事務局 18番の案件については、農地利用最適化推進委員が関係する案件となっており、内容については、11ページから12ページにかけて記載のとおりとなります。

議 長 ご質疑等はありませんか。

議 長 ご質疑等は無いようですので、採決を行います。
議案第2号農地利用集積計画についてのうち18番については、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第2号農地利用集積計画についてのうち18番については、原案のとおり決定いたします。
暫時休憩とします。

(休憩 該当委員着席)

議 長 再開します。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

内容は、議案第2号の農用地利用集積計画で農地中間管理事業分として設定申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を設定するものです。面積につきましては、合計42,818㎡で、契約の始期は令和6年4月1日です。詳細については、資料のとおりです。この内容につきまして、坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いするものです。

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第3号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第1号 専決処分の報告について

議 長 報告第1号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第1号ですが、12月の専決処分は、農地法第3条の3の届出6件、農地法第5条の農地転用届出4件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。（質問・意見なし）

議 長 ご質疑等がございますか。（質問・意見なし）

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和6年第1回坂戸市農業委員会
総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年1月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員